

## 保護林モニタリング評価専門委員会運営要領

令和元年5月17日 元関計第3号  
関東森林管理局長通知

## 第1 趣旨

関東森林管理局保護林管理委員会運営要領（平成28年3月31日付け27関計第151号関東森林管理局長通知）第3の4の規定に基づき、関東森林管理局保護林管理委員会（以下「管理委員会」という。）の下に保護林モニタリング評価専門委員会（以下「モニタリング専門委員会」という。）を設置し、その運営に関し、必要な事項を定める。

## 第2 検討事項

モニタリング専門委員会は、管理委員会の所掌事務のうち、保護林及び緑の回廊モニタリング結果（小笠原諸島森林生態系保護地域に係るものを除く）の評価等に関する事項について検討を行う。

## 第3 組織

- 1 モニタリング専門委員会の委員は、学識経験者等から森林管理局長が委嘱した者で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱した日から翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

## 第4 運営

- 1 モニタリング専門委員会に座長を置くものとし、委員の互選により選任する。
- 2 座長は、議事を運営する。
- 3 モニタリング専門委員会は、議事の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め意見を聴くほか、資料の提出、科学的知見に基づく助言等必要な協力を求めることができる。
- 4 座長は、モニタリング専門委員会の審議結果等について管理委員会に報告する。
- 5 モニタリング専門委員会は原則公開とする。ただし、座長は、議事の内容に応じて非公開とすることができる。
- 6 モニタリング専門委員会の議事概要については、関東森林管理局のホームページを通じて公開する。

## 第5 事務局

モニタリング専門委員会に関する庶務は、関東森林管理局計画保全部計画課において行うものとする。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか、モニタリング専門委員会の運営に関し必要な事項は、座長がモニタリング専門委員会に諮って定める。